

第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画(概要1/3)

1. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景及び目的

- 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成21年7月に施行された海岸漂着物処理推進法を受けて、「秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」(第1次:平成23～27年度、第2次:平成28～令和2年度)を策定し、海岸漂着物対策の推進に取り組んできた。
- しかし、依然として多くの海岸漂着物が発生し、環境の悪化や景観が損なわれる事例が生じており、さらに、近年では海洋に流出するプラスチック類が生態系に与える影響等について関心が高まり、地球規模で取り組むべき課題となっている。
- 本年度、現行の計画期間が終了することにあわせ、平成30年6月の海岸漂着物処理推進法の改正や、令和元年5月の国の基本方針の変更等を踏まえつつ、これらの現状の課題に的確に対応するため、第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画を策定する。

(2) 計画の期間 令和3年度～7年度(5年間)

(3) 計画の位置付け

海岸漂着物処理推進法や国の基本方針を踏まえて策定する県の海岸漂着物対策の推進に関する計画

2. 海岸の概況

- 海岸線延長約264km。そのほとんどが砂浜海岸であり、八森、男鹿、仁賀保～象潟に岩礁地帯を有している。
- 一級河川は3水系301河川、二級河川は7水系51河川が県内を流下し、日本海へ注ぐ。
- 冬には、北西からの季節風が吹き荒れるほか、大雨や台風、雪解けの影響により内陸部からの自然物、人工物が漂着しやすい。
- 海域を含む自然公園、港湾、漁港、海水浴場として活用されている。

3. 海岸漂着物等の現状

〈第2次計画期間中に回収・処理した海岸漂着物等の推移と内訳〉



- 各年度とも、自然物が大半を占める。
- 回収・処理した海岸漂着物等の主な組成
 自然物:藻類、流木、木くず等
 人工物:プラスチック類、ゴム類、発泡スチロール類、紙類、布類、漁具等

4. 海岸漂着物対策の現状と課題

(1) 第2次計画期間中の実施事業

①回収・処理

回収・処理対策を重点的に推進する区域(重点区域)において、海岸漂着物等の回収・処理を実施。(建設海岸 14区域 漁港海岸 5区域 港湾海岸 3区域)

②発生抑制に係る普及啓発

- 4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスター・チラシを県内各市町村等へ配布。
- ごみ拾いとスポーツが融合したスポーツごみ拾いを実施。
- 地元の小学生の協力を得て、海岸漂着物調査を実施。
- 県内の中学生の協力を得て、海岸に漂着したマイクロプラスチックの数の調査を実施。
- GPS発信器付きフロートを河川に放流し、流下動向、漂着状況の追跡調査後、県ウェブサイトにて結果を公表。
- テレビ番組等を通じて海岸漂着物に関する情報を周知。
- ごみ拾いSNS「ピリカ」の秋田県版ウェブサイトを開設・運営。

(2) 第2次計画の目標と達成状況

◆指標1: 海岸漂着物等の回収・処理

指 標:各重点区域の回収・処理作業の達成率(%)

(計画期間中に回収・処理した延長距離/重点区域全体の海岸延長距離)

目標値: 100%

	H28	H29	H30	R1	R2
目標値(%)	20	40	60	80	100
実績値(%)	90.7	166.4	228.4	297.2	実施中

◆指標2: 海岸漂着物等の発生抑制対策・普及啓発

指 標:計画期間最終年度における「海岸漂着物等」への県民認知度(%)

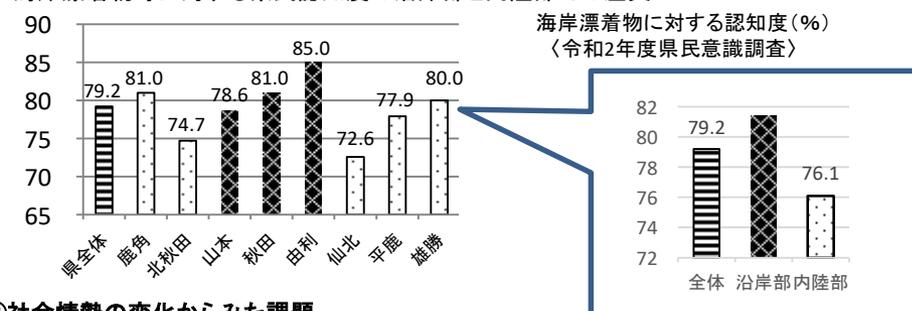
目標値: 80%以上

	H28	H29	H30	R1	R2
実績値(%)	74.1	75.0	82.2	83.0	79.2

(3) 課題

①第2次計画の取組状況からみた課題

海岸漂着物等に対する県民認知度の沿岸部と内陸部での差異



②社会情勢の変化からみた課題

海洋プラスチックごみへの対応 及び 漂流ごみ等への対応

第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画(概要2/3)

5. 海岸漂着物対策の推進方針と目指す姿

(1) 海岸漂着物対策の推進方針

- ① 海岸漂着物等の円滑な処理の推進
- ② 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進
- ③ 環境教育及び普及啓発の推進
- ④ 多様な主体の適切な役割分担と連携確保の推進

(2) 海岸漂着物対策の実施箇所

① 回収・処理

下記ア及びイに該当する重点区域

- ア 漂着物に起因する影響が深刻である区域
- イ 関係者が連携、協力しあい対策しようとする意向がある区域

② 発生抑制に係る普及啓発

県内全域

(3) 目指す姿

海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全

6. 海岸漂着物対策の内容

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

- ① 海岸管理者等による処理
- ② 市町村の要請に基づく処理
- ③ 地域外からの海岸漂着物等に対する協力の要請
- ④ その他海岸漂着物等の円滑な処理
 - ・漂流ごみ等の円滑な処理の推進
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令の適用関係
 - ・大量の海岸漂着物等が存する地域における回収・処理の推進等
 - ・県による援助
 - ・廃棄物処理施設の整備

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進

- ① ごみの適正な処理に向けた3Rの推進
- ② 海岸漂着物等の発生状況、原因の把握
- ③ ごみの不法投棄、不適正処理防止のための監視活動の実施
- ④ 内陸部を含めた県全土における環境美化活動の継続
- ⑤ 水域への流出飛散防止

(3) 環境教育及び普及啓発の推進

- ① 海洋プラスチックごみに関する知識の普及啓発等の環境教育の推進
- ② イベントや広報媒体を活用した情報の発信

(4) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- ① 海岸漂着物対策に係る関係者間の情報交換、連絡調整
- ② 地域の実情を考慮した、多様な主体の役割分担と連携の確保
- ③ 隣県との情報共有

6. 海岸漂着物対策の内容

◆関係者の役割分担 ※以下は、平時における原則的なものであり、状況に合わせて柔軟に対応する。

主体名	役割
海岸管理者	・関係者との情報共有、連携 ・海岸漂着物等の適正処理
県	・県の関係部局、市町村、近隣都道府県、民間団体、事業者等との情報共有、連携 ・地域計画の策定、計画の進行管理 ・海岸漂着物対策推進協議会の組織、運営 ・海岸漂着物対策活動推進員の委嘱、推進団体の指定 ・海岸管理者に対する技術的助言等の援助
市町村	・市町村の関係部局、県、近隣市町村、民間団体、事業者等との情報共有、連携 ・海岸管理者への協力
民間団体等	・海岸漂着物や漂流ごみ等の対策への協力
県民	・3Rの実践 ・海岸漂着物対策関連行事への積極的な参画 ・所有物や土地の適正な維持管理
事業者等	・海岸漂着物対策関連行事の積極的な開催、参画 ・廃棄物の適正処理 ・プラスチックごみの発生抑制 ・所有物や土地の適正な維持管理

◆関係者の相互協力

主体名	協力事項
県と市町村	・住民生活又は経済活動に支障が生じていると認められる場合の海岸管理者への措置要請
本県と他の都道府県	・他の都道府県で発生した流出物の漂着に関する当該都道府県への協力要請 ・地域の環境保全上、著しい支障が生じると恐れがある場合の環境大臣等への協力要請

7. 事業評価と計画のフォローアップ

海岸漂着物対策に係る指標と目標値を以下のとおり定め、計画期間中の進捗状況及び計画期間終了後の達成状況について、協議会へ報告する。

指標: 計画期間中に、海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数
目標値: 25市町村

8. その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項

(1) 海岸漂着物対策推進協議会の運営

関係機関、団体等を委員とする協議会を開催し、海岸漂着物対策に係る事項について協議する。

(2) 災害等緊急時における対応

県、市町村及び海岸管理者等は、速やかな情報収集、地域住民への周知及び適正処理に努める。

第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画(概要3/3)

9. 重点区域別の回収・処理に係る対策内容

海岸漂着物等の回収・処理については、主に以下22の重点区域において行う。

その際は、各区域の自然的・社会的条件等に応じて、各海岸管理者等と地元市町が連携協力を図り、民間団体や地域住民の協力を得ながら取り組むよう努める。



重点区域番号	重点区域名	延長(m)	海岸所在市町	海岸管理者	主要な施設等(海岸近隣施設も含む)		
					海水浴場	港湾・漁港	その他
1	八森海岸	4,810	八峰町	県建設部			八森岩館県立自然公園
2	峰浜海岸	5,580			道の駅みねはま		
3	能代港	2,700	能代市		○	釣り場、ロケット発射実験会場	
4	能代海岸	8,030			風の松原、JAXA宇宙科学研究所		
5	八竜海岸	6,290	三種町		釜谷浜	サンドクラフト、八竜風車	
6	琴浜海岸	8,800	男鹿市		宮沢	オートキャンプ場	
7	五里合・男鹿中・入道崎海岸	6,700			五里合	男鹿国定公園	
8	戸賀港	4,600	男鹿市		戸賀	○ 男鹿国定公園、入道崎	
9	脇本・船越海岸	5,360			秋田男鹿自転車道		
10	天王海岸	10,050	潟上市		出戸浜	秋田男鹿自転車道	
11	下新城海岸	950	秋田市			秋田マリナー(近隣)、秋田男鹿自転車道	
12	秋田海岸	14,370			下浜・桂浜		
13	岩城海岸	9,530	由利本荘市		道川	道の駅岩城	
14	本荘海岸	12,420				本荘マリナー(近隣)	
15	本荘港	3,000	にかほ市		本荘マリナー	○ 本荘マリナー	
16	西目海岸	6,910			西目		
17	象潟海岸	9,580	にかほ市			象潟海水浴場(近隣)	
18	岩館・八森漁港	6,600	八峰町		岩館・滝ノ間	○ 八森岩館県立自然公園	
19	椿漁港	3,000	男鹿市			○ 男鹿半島・大潟ジオパーク	
20	平沢・金浦・象潟漁港	9,000	にかほ市		平沢・赤石浜・象潟	○ 道の駅象潟	
21	男鹿市6漁港	6,580	男鹿市		男鹿市	○ 男鹿国定公園、男鹿温泉郷	
22	にかほ市小砂川漁港	400	にかほ市		にかほ市	○ 小砂川	
計		145,260	(県全体の海岸延長は約264,000m)				

※ 21 男鹿市6漁港の内訳
若美、五里合、湯之尻、加茂、門前、脇本